

公共空間を活用した賑わい創出に関する イベント実施団体募集要領

(目的)

第1条 本要領は、公共空間を活用し地域の個性となる拠点と場を創出することで、市内外からの訪問者を呼び込み、人々の交流を生み出す地域の活性化を図るため、出店者を取りまとめ、イベントを実施できる民間事業者の企画提案を広く募集することを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「公共空間」とは、イベント実施の対象となる別紙図の箇所とする。
- (2)「イベント」とは、公共空間を活用して実施する催し、展示、販売その他賑わい創出に資する取組をいう。
- (3)「企画提案」とは、イベントの内容、実施方法、運営体制、その他必要な事項について提案することをいう。
- (4)「実施団体」(以下「団体」という。)とは、本要領に基づき企画提案を行い、市が採択した後、本事業を適切に実施する責任を有する法人その他の団体をいう。

(実施内容)

第3条 イベントの実施期間及び詳細は別紙のとおりとする。

(応募資格等)

第4条 企画提案に応募できる者は、本要領の趣旨を理解し、提案内容を自ら実施できる能力を有する団体(個人での応募は不可とする。)であって、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) イベントの企画、運営及び実施を適切に遂行できる体制及び能力を有すること。
- (2) 市との連絡調整及び関係機関との協議を円滑に行うことができる体制を有すること。
- (3) 法令等を遵守し、安全管理及び近隣への配慮を含め、適切に事業を実施できること。
- (4) 本イベントに関する保険に加入するものとし、その他の事故防止措置を講ずることができる者であること。
- (5) 本企画提案に係る他の参加申込者の協力法人等として、重複していないこと。
- (6) 国税、地方税(都道府県、市町村税)の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- (8) 印西市建設工事等暴力団対策設置要綱(平成19年告示第95号)別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (9) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。

(実施条件)

第5条 企画提案の条件は次のとおりとする。

- (1) 道路占用については、市が申請するものとする。
- (2) イベントの実施に要する一切の費用（施設等設営費、光熱水費、運営人件費、保険料、原状回復費等）は、団体の負担とする。
- (3) イベントの実施に伴い生じた損害については、市は責任を負わないものとする。
- (4) イベントの日程が市のイルミネーション事業と重複する場合には、当該事業の市受託事業者との間で利用調整会議を実施するものとする。
- (5) 市は、別途、市内事業者等を対象に出店希望者の募集を行い、応募者に対して選定された団体の連絡先を提供するものとする。
- (6) 市が行う出店希望者の募集に応募したものを含め、出店者は市内事業者を優先的に採用することに努めること。
- (7) 団体は、出店希望者からの問い合わせに対し、誠実かつ適切に対応するものとする。
- (8) 団体は、本イベントに出店する者から出店に係る利用料金を徴収することができる。出店に係る利用料金は団体が設定するものとし、その内容は企画提案において示すものとする。
- (9) イベントの日程については、複数日の提案を可能とする。
- (10) 提案された日程が他の応募団体と重複した場合は、団体選定後に開催する調整会議において調整するものとする。

(日程)

第6条 イベントの募集は下記の日程のとおり行うものとする。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 募集要領の公表 | 令和8年6月17日(水) |
| (2) 質問の受付期限 | 令和8年7月1日(水)午後5時まで |
| (3) 質問への回答公表確定日 | 令和8年7月8日(水) |
| (4) 企画提案書の提出期日 | 令和8年7月17日(金)午後5時まで |
| (5) 選定結果の通知 | 令和8年7月下旬頃(予定) |
| (6) 内容の合意 | 令和8年7月下旬頃(予定) |

(質問及び回答)

第7条 質問は「質問書」(様式5)により提出することとする。

- (1) 提出期限 令和8年7月1日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法 印西市企画財政部資産経営課メールアドレス宛てに電子メールにて提出することとする。メールの送信後、電話で一報入れること。
提出先メールアドレス：shisankeieika@city.inzai.chiba.jp
電話：0476-33-4843

- (3) 回答方法 質問書に対する回答は、令和8年7月8日(水)までに電子メールにて回答及び市のHPにて公開することとする。なお、7月8日(水)までに、回答の追加、修正の可能性があるため、回答公表確定日以降に必ず確認すること。

(提出書類)

第8条 応募にあたっては、以下の書類を市に提出するものとする。なお、市が必要と認める場合については、追加の資料の提出を求めることができるものとする。なお、提出書類が要件を満たさない場合については失格とする。

- (1) 応募申込書(様式1)
- (2) 関係書類
 - ア 会社団体概要書(様式2)
 - イ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類(一般的なもの)
 - ウ 誓約書(様式3)
- (3) イベント実施体制(様式4)
- (4) 企画提案書(様式任意 A4 サイズ 10 ページ以内)
- (5) その他必要と思われる資料(様式任意)
- (6) 国税、地方税(都道府県、市町村税)の納税証明書(直近のもの)

(企画提案書等の提出方法)

第9条 提出書類は下記のとおり提出するものとする。なお、提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。

- (1) 提出方法 印西市企画財政部資産経営課メールアドレス宛てに電子メールにて提出することとする。メールの送信後、電話で一報入れること。
提出先メールアドレス：shisankeieika@city.inzai.chiba.jp
電話：0476-33-4843

- 2 書類提出に際し希望があれば担当課との相談を行うことができる。
- 3 イベントの企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(提案内容)

第10条 応募者は、イベントの目的を踏まえ、次に掲げる事項について簡潔に企画提案を行うものとする。

- (1) イベントの概要(内容、コンセプト等)
- (2) 実施日時(準備期間を含む)
- (3) 実施場所及び活用方法
- (4) 安全管理及び周辺環境への配慮
- (5) 運営体制
- (6) その他、市が必要と認める事項

(審査委員会)

第11条 候補者の選定等に関する審査を行う機関として、企画提案事業実施団体応募審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、提出書類を調査及び審査した上で、候補者を選定するものとする。

（選定）

第12条 市は、応募者から提出された企画提案書の内容を審査し、本事業の目的に適合し、かつ実施可能と認められるものを選定するものとする。

2 前項の審査は、書類審査により行うものとする。ただし、市が必要と認める場合は、応募者に対してヒアリングを実施することができる。

3 市は、提案内容について、次に掲げる事項を総合的に勘案し選定するものとする。

- （1）事業目的との適合性
- （2）実施内容の妥当性及び実現性
- （3）安全管理及び周辺環境への配慮
- （4）運営体制の適切性

4 市は、審査の結果、適当と認める提案がない場合は、選定しないことができる。

（結果通知）

第13条 市は、選定結果について、応募者に対し速やかに通知するものとする。

2 市は、選定した者（以下「採択者」という。）との間で、企画提案内容の具体化及び合意形成を図るため、採択者調整会議を開催するものとする。なお、当該会議においては、実施日時、実施場所その他必要な事項について調整を行うものとし、採択者が提案した実施日時又は実施場所が他の採択者と重複する場合には、その調整を行うものとする。

3 前項の調整において、採択者間で合意に至らない場合は、市が抽選その他公平な方法により実施日時、実施場所その他必要な事項を決定するものとする。

（遵守事項）

第14条 採択者は、イベントの実施にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）関係法令を遵守すること。
- （2）警察、消防、保健所その他関係機関との協議及び調整を適切に行うこと。
- （3）来場者及び通行者の安全確保並びに事故防止に十分配慮すること。
- （4）騒音、混雑、ごみ等による周辺環境への影響に配慮すること。
- （5）事故、トラブル等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、適切に対応すること。
- （6）イベント終了後は、出店者に対し、使用した場所の清掃及び原状回復を行わせるものとし、発生したごみ等については各自で持ち帰らせること。
- （7）天候その他の事情により実施が困難となった場合は、市と協議の上、対応を決定すること。

- (8) 出店者に対しても、本要領第4条第1項第6号から第9号までに該当しないことについて誓約させること。
- (9) 市が開催する採択者調整会議その他イルミネーション開会式を含むイベント等の企画運営に関する関係事業者及び関係課との調整会議には、必ず出席すること。
- (10) 採択者の責に帰すべき事由により重大な事故又はトラブルが発生した場合において、市がイベントの継続が不適切と判断したときは、市は本イベントの全部又は一部の中止を指示することができる。この場合において、採択者は当該指示に従うものとする。
- (11) 前号の規定によりイベントを中止した場合において、市はこれにより採択者又は第三者に生じた損害について一切の責任を負わない。
- (12) 市が必要と認める指示に従うこと。

(担当課)

第15条 下記を担当課とする。

- (1) 所在地：〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2
- (2) 担当課：印西市 企画財政部 資産経営課 公民連携推進室
- (3) 電話：0476-33-4843
- (4) FAX：0476-42-7242
- (5) E-mail：shisankeieika@city.inzai.chiba.jp
- (6) 担当者：並木

附則（令和8年6月17日）

この要領は、令和8年6月17日から施行し、合意形成の日をもってその効力を失う。